

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

新潟県知事 花角 英世

### 新潟県規則第3号

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則（昭和63年新潟県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第10号様式の2（第2条関係）</b></p> <p>学則（広域通信制課程）変更認可申請書（略）</p> <p>添付書類</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 施設調書（別記第1号様式の添付書類4と同一のものとし、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第3条第1項に規定する<u>通信教育連携協力施設</u>（以下「<u>通信教育連携協力施設</u>」という。）に係る施設調書を含む。学則変更に伴う校地、校舎等（<u>通信教育連携協力施設の敷地、建物等を含む。</u>）の増減がある場合は、増減した部分を明記すること。）</p> <p>6（略）</p> <p>7 校地、校舎等（<u>通信教育連携協力施設の敷地、建物等を含む。</u>）の配置図及び平面図</p> <p>8 校具及び教具（<u>通信教育連携協力施設の校具及び教具を含む。</u>）の明細書（別記第1号様式の添付書類7と同一のもの）</p> <p>9（略）</p> <p>10 収容定員の増加又は<u>通信教育連携協力施設</u>の新設に伴う新規採用教職員がある場合は、教職員の履歴書及び教員免許状の写し並びに教員が学校教育法第9条各号に掲げる者に該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>11 収容定員の減少又は<u>通信教育連携協力施設</u>の廃止に伴う教職員の減員がある場合は、その者の措置方法等を記載した書類</p> <p>12・13（略）</p> <p>14 <u>通信教育連携協力施設</u>を新設する場合は、当該<u>通信教育連携協力施設</u>における教育方法を記載した書類及び当該<u>通信教育連携協力施設</u>設置者が同意したことを証する書類</p> <p>15 <u>通信教育連携協力施設</u>を廃止する場合は、当該<u>通信教育連携協力施設</u>において教育を受けている生徒の措置方法を記載した書類</p> <p>16～18（略）</p> <p>注 1 添付書類の4、5、7及び16から18までは、収容定員の変更、募集区域の変更、<u>通信教育連携協力施設</u>の新設及び</p>	<p><b>第10号様式の2（第2条関係）</b></p> <p>学則（広域通信制課程）変更認可申請書（略）</p> <p>添付書類</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 施設調書（別記第1号様式の添付書類4と同一のものとし、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第3条第1項に規定する<u>協力校</u>（以下「<u>協力校</u>」という。）に係る施設調書を含む。学則変更に伴う校地、校舎等（<u>協力校の校地、校舎等を含む。</u>）の増減がある場合は、増減した部分を明記すること。）</p> <p>6（略）</p> <p>7 校地、校舎等（<u>協力校の校地、校舎等を含む。</u>）の配置図及び平面図</p> <p>8 校具及び教具（<u>協力校の校具及び教具を含む。</u>）の明細書（別記第1号様式の添付書類7と同一のもの）</p> <p>9（略）</p> <p>10 収容定員の増加又は<u>協力校</u>の新設に伴う新規採用教職員がある場合は、教職員の履歴書及び教員免許状の写し並びに教員が学校教育法第9条各号に掲げる者に該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>11 収容定員の減少又は<u>協力校</u>の廃止に伴う教職員の減員がある場合は、その者の措置方法等を記載した書類</p> <p>12・13（略）</p> <p>14 <u>協力校</u>を新設する場合は、当該<u>協力校</u>における教育方法を記載した書類及び当該<u>協力校</u>設置者が同意したことを証する書類</p> <p>15 <u>協力校</u>を廃止する場合は、当該<u>協力校</u>において教育を受けている生徒の措置方法を記載した書類</p> <p>16～18（略）</p> <p>注 1 添付書類の4、5、7及び16から18までは、収容定員の変更、募集区域の変更、<u>協力校</u>の新設及び<u>協力校</u>の廃止</p>

<p>び<u>通信教育連携協力施設</u>の廃止の場合に添付すること。</p> <p>2 添付書類の6及び8から10までは、収容定員の増加及び<u>通信教育連携協力施設</u>の新設の場合に添付すること。</p> <p>3 添付書類の11は、収容定員の減少及び<u>通信教育連携協力施設</u>の廃止の場合に添付すること。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 添付書類の14は、<u>通信教育連携協力施設</u>の新設の場合に添付すること。</p> <p>6 添付書類の15は、<u>通信教育連携協力施設</u>の廃止の場合に添付すること。</p>	<p>の場合に添付すること。</p> <p>2 添付書類の6及び8から10までは、収容定員の増加及び<u>協力校</u>の新設の場合に添付すること。</p> <p>3 添付書類の11は、収容定員の減少及び<u>協力校</u>の廃止の場合に添付すること。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 添付書類の14は、<u>協力校</u>の新設の場合に添付すること。</p> <p>6 添付書類の15は、<u>協力校</u>の廃止の場合に添付すること。</p>
--	---

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。